

パートナーシップ宣誓書受領証を提示しなくても利用できる行政サービス **【子育て・教育に関すること】**

サービス	概要	対象者	要件など	担当	関連
伴走型相談支援及びイーカオ出産・子育て応援ギフト	伴走型相談支援における面談及び出産・子育て応援ギフトの給付が受けられる	・長崎市在住の妊婦 ※胎児心拍確認後に流産・死産した方も対象	【面談】 パートナーが面談を受けることが可能。 【給付金】 パートナーが申請することが可能。 ※受領は妊婦本人のみ可能。	子育てサポート課 095-829-1255	<a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/site/e-kao/50655.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/site/e-kao/50655.html</a>
妊産婦等歯科健診	妊娠中と産後1年以内に1回ずつ歯科健診を受けられる	・妊婦（母子健康手帳交付後）とパートナー ・産婦（産後1年以内）とパートナー	パートナーが受診することが可能。	子育てサポート課 （口腔保健支援センター） 095-829-1436	<a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/site/e-kao/6512.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/site/e-kao/6512.html</a>
経済的理由により就学困難な児童生徒への就学援助	経済的理由により就学困難な児童生徒は学用品費、給食費等必要な援助が受けられる	市内小学校又は中学校に在籍する児童生徒又は就学予定者の保護者で、市内に住所を有し、かつ次のいずれかに該当する者 ・生活保護法に規定する要保護者 ・生活保護法に基づく保護の停止等の措置を受け、かつ、要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認める者 ・日雇労働被保険者手帳の交付を受けている者等	パートナーが申請、支給を受けることが可能。	095-829-1196 学務課	
特別支援教育就学奨励	特別支援学級に在籍し、又は通級指導教室に通学する児童生徒は学用品費等の支援が受けられる	特別支援学校に就学する児童又は生徒の保護者等	パートナーが支給を受けることが可能。	095-829-1196 学務課	
遠距離通学費の補助	指定された学校に通学し、通学距離が一定以上の遠距離を通学する場合に通学費の補助が受けられる	市内の区域に住所を有し、指定された市立小中学校に通学する児童等の保護者	パートナーが申請交付を受けることが可能。	095-829-1196 学務課	
経済的負担軽減のための高校生等入学給付金	高等学校等への入学に伴う経済的負担を軽減するため、入学給付金の給付が受けられる	高校生等の保護者であり、市内に住所を有するもの又は市長が特別の理由があると認める事由により市外に住所を有するもの	パートナーが申請、給付を受けることが可能。	095-829-1196 学務課	
スクール専用交通の利用申請	学校統合が行われた後、統合先の学校へ通学する場合、その学校まで通学距離が一定以上あり、通学に利用できる公共交通機関が無い等の区域はスクール専用交通による登下校の支援が受けられる	令和4年度以降に廃止された市立小中学校の通学区域内に居住し、指定校の位置が変更になったことで遠距離通学等をする児童又は生徒の保護者	パートナーが申請、決定を受けることが可能。	教育委員会適正配置推進室 095-829-1170	
各種講座	各種講座を受講できる ①公民館、図書館、科学館等の講座 ②両親学級、育児学級、離乳食・幼児食教室 ③親子環境教室 ④体験教室、コンサート等	親子、夫婦等	パートナーが受講することが可能。	①生涯学習企画課、生涯学習施設課（各公民館等） ②各総合事務所地域福祉課 ③環境政策課 095-829-1156 ④文化振興課 095-829-1235	両親学級 <a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/site/e-kao/6381.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/site/e-kao/6381.html</a>  育児学級、離乳食・幼児食教室 <a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/site/e-kao/6415.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/site/e-kao/6415.html</a>